

2017年度町田市教育委員会

第9回定例会会議録

1、開催日	2017年12月14日	
2、開催場所	第三、第四、第五会議室	
3、出席委員	委員 長 佐藤 昇	
	委員 八並 清子	
	委員 森山 賢一	
	委員 坂上 圭子	
	教育長 坂本 修一	
4、署名委員	委員長	
	委員	
5、出席事務局職員	学校教育部長	北澤 英明
	生涯学習部長	中村 哲也
	教育総務課長	市川 裕之
	教育総務課担当課長	小宮 寛幸
	(学校運営支援担当)	
	施設課長	岸波 達也
	施設課学校用務担当課長	浅沼 猛夫
	学務課長	峰岸 学
	学務課担当課長	中溝 智章
	保健給食課長	佐藤 浩子
	指導室長	金木 圭一
	(兼) 指導課長	
	指導課担当課長	野田 留美
	指導課統括指導主事	熊木 崇
	教育センター所長	勝又 一彦
	教育センター担当課長	林 啓
	教育センター統括指導主事	宇野 賢悟

生涯学習部次長	小 口 充
(兼) 生涯学習総務課長	
生涯学習総務課担当課長	早 出 満 明
(兼) 総務係長	
生涯学習総務課担当課長	貴 志 高 陽
(兼) 文化財係長	
生涯学習センター長	板 橋 かおる
図書館長	近 藤 裕 一
図書館市民文学館担当課長	吉 川 輝
(町田市民文学館長)	
図書館副館長	中 嶋 真
図書館担当課長	江波戸 恵 子
書 記	小 泉 宣 弘
書 記	大河内 和歌子
書 記	田 中 みゆき
速 記 士	帯 刀 道 代

(株式会社ゲンブリッジオフィス)

## 6、提出議案及び結果

議案第60号	教育委員会職員の休職に係る処分の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承 認
議案第61号	都費負担教職員の服務事故に係る処分内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承 認
議案第62号	都費負担教職員の休職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承 認
議案第63号	都費負担教職員の配偶者同行休業に係る内申について	原 案 可 決
議案第64号	学校支援ボランティアへの感謝状の贈呈について	原 案 可 決
議案第65号	町田市立学校学校支援地域理事任命の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承 認

7、傍聴者数 3名

8、議事の概要

午前 10 時 00 分開会

○委員長 ただいまから町田市教育委員会第9回定例会を開会いたします。

本日の署名委員は坂上委員です。

日程の一部変更をお願いいたします。日程第2、議案審議事項のうち、議案第60号、第61号、第62号及び第63号は非公開案件ですので、日程第3、報告事項終了後、一旦休憩をとり、日程第4として、関係者のみお残りいただき、審議をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

以下、日程に従って進めてまいります。

日程第1、月間活動報告に入ります。

前回の教育委員会定例会以降の活動につきまして、教育長から報告をお願いいたします。

○教育長 それでは、前回の教育委員会定例会以降の活動につきまして、1点報告させていただきます。

11月29日(水)から12月1日(金)までの3日間にわたりまして、町田市公立小学校連合音楽会が開催されました。今年で19回目という長い歴史を持つ音楽会ですが、今年も小学校42校全校から、5、6年生の児童約4,000名が参加いたしまして、盛大に開催されました。私は、中学校の連合音楽会とともに、この音楽会を毎年楽しみにしておりまして、今回は公務の都合で一部しか拝見できませんでしたが、全体的にレベルが年々向上していることを実感いたしました。合唱、合奏ともに、子どもたちの演奏技術が向上しておりまして、選曲とか服装、ステージ上での動きなど、随所に工夫が見られまして、大変感動し、心が洗われるひとときでございました。また、ほかの学校の演奏に対する子どもたちの傾聴の姿勢にも感心いたしました。これは町田市の小学校教育研究会の音楽部の先生方のご指導のたまものでございまして、担任の先生方も含めて、連合音楽会を初め、音楽教育を盛り上げようというような意気が伝わってまいりました。今後、合唱、合奏の町田とか、音楽の町田と言われるように、そのような特色を内外に発信できたらというふうに思っております。

そのほかの主な活動は、お配りしております資料のとおりでございます。

私からの報告は以上でございます。

○委員長 次に、両部長から何かございましたらお願いいたします。

○学校教育部長 私から、2017年第4回町田市議会定例会において、文教社会常任委員会が12月13日、昨日開催されましたので、学校教育部所管分についてご報告申し上げます。

今回の常任委員会では請願が2件、うち1件は継続審査になっている請願で、ほかに議案1件、行政報告1件について審議していただきました。

初めに、小学校給食と同じような中学校給食の実施を求める請願は、請願者からの意見陳述や質疑応答があり、賛成多数で継続審査となりました。

次に、議案第85号、町田市立鶴川第一小学校体育館棟改築工事請負契約は、全員一致で可決となりました。そして、いじめ事件に対して真摯に取り組むことを求める請願は、昨年12月議会から引き続きの審議で、この間の経過報告を行いました。裁判中であることから、今回も賛成多数で継続審査となりました。

最後に、行政報告として、来年4月に移行する新教育長の体制について報告を行いました。

報告は以上でございます。

○生涯学習部長 私からは、文教社会常任委員会の生涯学習部所管分の審査につきましてご報告いたします。

生涯学習部の案件は、請願1件と補正予算でした。

初めに、町田市民文学館ことばらんの存続を求める請願を受けました。2015年度に実施された市民参加型事業評価に関する事、文学館の存在意義、今後の検討スケジュールなどについて質問を受けた後、委員会におきましては全員一致で採択となりました。

補正予算につきましては、自由民権運動の研究に必要な図書資料を購入するものでどんな本を買うのかという1点だけ質問があり、可決となりました。全体で約2時間半でした。

以上でございます。

○委員長 ただいま教育長及び両部長から報告いただきましたが、何か質問などありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

私からは、先ほど教育長が、合唱の町田とか、音楽の町田とかいうフレーズを使ってくれましたけど、私も中学校の合唱や吹奏楽、とりわけ合唱はもう全国レベルまで達しているわけでありまして、そういう意味で、教育委員会としても小中合わせてそういう評

働をして、内外にアピールするというのはとても大事なことではないかなというふうに思いました。

それでは次に、各委員から報告をお願いいたします。

**〇八並委員** 私からも数点報告をさせていただきます。

まず11月14日、市町村教育委員会連合会第2ブロック研修会を文学館ことばらんどにて行いました。27名の方に参加していただき、文学館ことばらんどの紹介、そして講演は、遠藤周作先生と親交が深かった加藤宗哉氏をお招きし、「遠藤周作『沈黙』誕生の地、町田」というお話をさせていただきました。加藤先生の軽快な語り口、そして遠藤先生のお人柄、またお2人の親交の深さに感動いたしました。

講演の後に、文学館のバックヤードの見学、そして展示の見学などを皆さんにさせていただき、町田の生涯学習の大きな取り組みの1つである文学館ことばらんどの活動を知っていただくことができました。

その次に、11月27日及び11月30日に、中学校PTA連合会ブロック会議に出席してまいりました。昨今、大変話題に上がっておりますPTAが必要な理由ということで、PTA連合会の皆様がお互いの意見交換をしていらっしゃいました。非常に活発な意見交換が行われ、その中で、やはり社会の変化に伴う活動の変化と継続ということを皆さんが考えていらっしゃるようでありました。

今後の活動の内容の見直し、そしてその活動の意義はどこにあるかということ、それから、それらの活動をいろいろな方にどのようにお伝えしていくかということにお話の内容が絞られてきたと思います。PTAの活動は非常にいろいろな課題がございますが、子どもたちを通して、学校の応援団として、親同士のコミュニケーションの場や家庭の教育力を上げる場になっているというようなことを出席者の皆様が共通に認識されておりました。

また、11月28日に東京都立町田高等学校の学校運営連絡協議会に出席してまいりました。町田高校は英語の海外研修を実施するなど、非常に独創的な教育が行われております。特に小中の教育と重なるように先生方の働き方の改革などの取り組み、またアクティブラーニングの導入による授業デザインの研究などが報告されました。

特にICT化による先生方の働き方の改革は、それぞれの先生方の負担を軽減するものになるのではないかということ、また新1年生全員にタブレットを配布するというような予定もあるそうで、このような流れは東京都全体に進んでいくものではないかということでした。そのようなことを踏まえると、中学生の教育課程においても、いろいろな形でI

ＣＴ化に対応できるようなものが必要になってくるのではないかと思われました。また、アクティブラーニングについては、当校は調査探求活動を行っており、非常に魅力的な授業研究になっていると思いました。

また、11月11日に行われた高校生と町田市議会議員との意見交換会にも出席されたという報告がございました。

また、先ほど教育長のご発言にもございましたが、私も小学校連合音楽会、さまざまな学校の周年行事、町田市こどもマラソン、中学校科学教育センターの閉講式などに出席いたしました。どの場面にも、点数ではあわせない子どもたちのすばらしい表現力といったものを改めて見る機会を持たせていただきました。学力調査の結果も大変気になるところではありますが、このように点数であわせないような子どもたちのすばらしさをもっとアピールしたり、引き出したりということができるような教育環境が大切なのではないかとこのことを改めて感じさせられました。

私からは以上です。

**○森山委員** それでは、私から2点ご報告をさせていただきます。

1点は、11月15日に行われました町田第一小学校への指導主事訪問に同席をさせていただきました。八並委員と私の2人で参りました。1日お世話になったわけですが、午前中は宮島校長先生より、全てのクラスを見せていただきまして、特に教室内あるいは廊下が非常に整理整頓されていて、課題の多い児童もいる中、先生方が一致協力しているということが前面に出ていました。

低学年と中学年については非常に楽しく明るい授業が展開されていました。高学年については、今度はその低学年、中学年の楽しく明るい授業をレベルアップして、落ちついた教室という感じがいたしました。ひまわり学級については、個に応じた指導が非常にきめ細かくなされているなというふうに感じました。特にICT活用については、先ほど八並委員からもお話がありましたが、ある程度いろいろな制限がある中、何とか工夫して学校の授業の改善に努めようという姿勢が見られました。

特に今回、対話的、主体的で深い学びの学習スタイルと、協同的探究学習の関係をしっかりと理解しようという学校の校内研修の体制が整っていました。その中で、指導主事の先生とのやりとりがありまして、非常に充実した研修会、研究協議になったかと思います。特に研究協議の中では、これまでの研究活動を中心であった道德のベースを、国語に転用していこうという新しい試みが見られました。もちろん様々な課題もあったようですが、

しっかりと取り組むことによって国語らしさも失わずして、発展的なフレームに形作られていました。今後、これまで研究したいいわゆる授業研究のベースを発揮いただければいいのではないかと思います。

2点目は、11月24日に行われました総合教育会議です。佐藤委員長を初め、こちらの5名の方、全員出席したわけですが、ご承知のとおり、次期教育大綱の策定に向けて、総合教育会議において、市長と教育委員会とで協議調整を行っていくことが重要になっております。その中での今回の開催でありました。

特に出席者の皆さん方で町田市が直面している教育課題についての共有をすることから始まりまして、その中で特に地域に開かれた学校づくりについてどうか、あるいはそういういろいろな課題を踏まえた上で、次期教育大綱を見据えた議論を行いました。

特に私が非常に重要な言葉だと思っているのは、町田らしいという言葉ですね。町田らしい魅力的な教育施策を今後どのように考えていくかというところでした。この形容詞がつくことによって、まさに町田の教育大綱ということが明確になるわけです。そういう意味では、市長部局と教育委員会の双方によって次期教育大綱を見据えた議論がなされたものと思います。

細かいところは紙面でもまた報告があるかと思いますが、特に家庭環境とか、それにかかわっての学習の成果といいますか、非常に細かい、非常に重要な点ですけども、いわゆる市長部局と教育委員会との間に本当に共有すべき内容についての議論がなされたと思います。

最終的には、今後の町田市の教育の目指す姿について最終議論をしたと思っております。やはり多様な選択肢のある教育が必要でしょうし、学校、子どもたち、新たな学校づくりの提言に向けて、部署の連携が必要だということを私は非常に痛感いたしました。そういう意味では、この総合教育会議のまさに重要なポイントである両者の部署の連携が今後の町田市の教育に不可欠だということも実感いたしました。今後はここで議論されたことの実際の場面をある程度描きながら対応していきたいと思いました。

以上です。

**○坂上委員** 私からは1点ご報告いたします。

11月から12月にかけて、今年は大変多くの周年記念式典に出席させていただきました。まず11月10日、市民ホールで行われました町田市立中学校5校合同創立70周年記念式典は、大変すばらしい式典でした。各校の生徒たちの学校紹介の後に歌われた校歌も、それぞれ



の学校の70年の年月を思う気持ちが込められ、とても感動いたしました。

また同時に、今年は中学校教育が始まってから70年とする中学校教育70年記念の年でもあり、終戦から2年後の1947年は、今回の5校を初め、全国各地でも中学校教育が始まったのだと思うと、感慨深いものがありました。5校の開校当時の貴重な写真をまとめたスライドショーが上映されましたが、こちらも当時の様子が大変よくわかり、古きよき時代の懐かしい映像に思わず胸が熱くなりました。これから80年、90年、そして100年と、開校当時の熱い思いを未来の子どもたちにつないでいけたらと思いました。

またそのほかにも、鶴川第三小学校の50周年、南第三小学校の60周年、高ヶ坂小学校の40周年と、小学校の周年式典にも出席させていただきましたが、どの式典でも思うことは、地域の方々の支えがあってこそ学校があるのだと改めて感じました。中には親子3代で同じ小学校に通ったという方もおり、こうした形で何十年もの間、自分の母校を見守れることは本当に素晴らしいことだと思います。

総合教育会議の中でも、地域に開かれた学校の話が出ましたが、学校と地域の双方の活性化は、学校を大事に思う地域の大人から子どもへ、そしてその先の子どもたちに脈々とつながれていくものなのだと思います。今後もこの学校を卒業してよかったと思えるような学校づくりを、地域ぐるみでしっかり支えていかなくてはと思いました。一言で40、50、60、そして70年といえども、この年月の日々の積み重ねは本当に容易なことではなく、こうして記念式典を無事迎えられること、そしてこのような節目に参列できる機会をいただいたことは、本当に貴重なことだと思います。

私からは以上です。

**○委員長** 私からも1点だけ。12月2日に町田市こどもマラソンが開かれました。毎年のことながら、参加する児童の多さにこのマラソン大会の盛況ぶりがうかがえます。あわせて、その中で素晴らしい走りをする子どもが何人も見受けられました。東京オリンピックの次のオリンピックに活躍しそうな子どももいるような気さえしました。もう既に終わっておりますが、中学校の連合陸上競技大会でも、それぞれの学校から選ばれた選手の走りなども素晴らしいものがあります。また、来年の2月4日になりますが、中学生の東京駅伝大会が開かれます。

最近のニュースでは、金井中学校出身の大迫選手が、福岡マラソンだったと思いますけれども、相当素晴らしい記録を出して、日本人の1位となって、今、おそらく東京オリンピックに一番近い立場になっているのではないかなと思います。そんなことをいろいろ考

えますと、先ほど教育長から、合唱の町田、音楽の町田ということもありましたけど、マラソンの町田ということアピールしても、皆納得してくれるのではないのでしょうか。町田にはいろいろな誇るべきことがあるなということに改めて感じました。

委員の皆さんの報告につきまして、何か質問などありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、以上で月間活動報告を終了いたします。

次に、日程第2、議案審議事項に入ります。

教育長から、お願いいたします。

○**教育長** 議案第64号及び第65号につきましては、学校教育部長のほうからご説明を申し上げます。

○**委員長** それでは、まず議案第64号を審議いたします。学校教育部長から説明をお願いいたします。

○**学校教育部長** 議案第64号「学校支援ボランティアへの感謝状の贈呈について」、ご説明申し上げます。

本件は、町田市立各小・中学校において、多年にわたり学習ボランティア、部活動ボランティア等、さまざまな形で学校支援ボランティアとして学校の教育活動に特に貢献した別紙の者に対し、町田市教育委員会感謝状の贈呈に関する要綱第3（6）に基づき、感謝状を贈呈するものでございます。

1枚おめぐりいただきまして、受領候補者一覧となります。個人が31名、団体が14団体となります。なお、一番下に書いてありますが、2017年度の感謝状の贈呈式を2018年2月6日、午後2時から市民フォーラムで予定しております。

説明は以上となります。

○**委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何かございましたらお願いいたします。

○**八並委員** 毎年このように多くの方が本当にさまざまな分野で学校教育を支えていただいているということに改めて感謝申し上げたいと思います。

今年受領候補者の人数、団体数などは、例年と比べますと、どのような変化があるものなのでしょうか。

○**指導室長（兼）指導課長** 例年の受領者の人数の比較でございますが、今年度を含めま

して、過去5年間を見ますと、おおむね40から50の間で推移しておりますので、大きな差はないという状況でございます。

○八並委員 受領される方というのは一定の基準があると思うのですが、改めてその基準について教えていただくことはできませんでしょうか。

○指導室長（兼）指導課長 推薦基準についてでございます。推薦基準はおおむね4つございます。1つ目は、学校支援ボランティアとして、学校づくりに継続して5年以上寄与した者、2点目は、5年に満たないが、学校の要請に応じて寄与し、多大な成果を上げた者、3点目は、5年に満たないが、今後の学校の伝統として継続させ得る実績を築いた者、4点目は、単年度ではあるが、緊急的に活動し、成果を上げた者の4点でございます。

○八並委員 このように継続してかかわっていただける方が、毎年40から50の個人、団体いらっしゃるということは、本当に多くの方が学校の教育現場にかかわっていただいているということだと思います。それは先日の総合教育会議でも話題になりましたが、まさしくこのような状況は、町田市の学校が大変地域に開かれているということのあらわれの1つではないかと思いました。

○委員長 私からですが、もし手元にデータがなければ、また後ほどということになりますが、今回の感謝状の贈呈式は第何回になりますでしょうか。それをお伺いしましたのは、そうしますと、今年度の45人を含めて、これまで全部でどのくらいの数の方に感謝状の贈呈をされているのか。それはすなわち八並委員が質問されましたように、多くの方にお世話していただいているということでもありますので、もしございましたら、全体の数は概数で結構ですが、いかがでしょうか。

○指導室長（兼）指導課長 大変申しわけございません。今、手元に数字がございませんので、後ほどまた回答させていただきたいと思えます。

○委員長 ほかに質問などございますでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第64号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長 異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

次に、議案第65号を審議いたします。

○学校教育部長 議案第65号「町田市立学校学校支援地域理事任命の臨時専決処理に関し承認を求めることについて」、ご説明いたします。

本件は、町田市立学校の管理運営に関する規則第13条の4の規定に基づき、別紙のとおり学校支援地域理事を任命するため、2017年11月27日に臨時専決処理しましたので、教育委員会において承認を求めるものでございます。

任期は2018年3月31日まででございます。

1枚おめくりいただきますと、小山中学校に新たに1名任命という形になります。なお、4月1日付になりますが、活動自体は4月から行っておりました、学校のほうで申請が漏れていたのもので、ここで挙げさせていただくという形になります。

説明は以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何か質問などございますか。よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第65号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

続いて、日程第3、報告事項に入ります。

教育長から報告をお願いいたします。

○教育長 本日の報告事項は全部で5件ございますが、この詳細につきましては、それぞれの担当者のほうからご説明を申し上げます。

○委員長 それでは、報告事項(1)につきまして、担当者から説明をお願いいたします。

○教育総務課長 私から、報告事項(1)『町田市要綱等取扱規程』の制定等に伴う各要綱の廃止について、ご報告をさせていただきます。

まず改正理由でございます。現行の要綱のうち、2017年4月1日に施行されました町田市要綱等取扱規程第2条第2項に規定します要綱の制定基準に該当しないもの、及び事務・事業の終了等によりまして、既にその目的を失っているものを廃止するものでございます。

廃止期日につきましては2017年12月1日付でございます。

補足説明といたしまして、改めて概要をご説明いたします。次ページに「参考」の資料を図示しておりますが、こちらとあわせましてご説明をさせていただきます。

市では、例規立案における事務の合理化の取り組みといたしまして、2016年度から町田

市要綱等取扱規程の制定及び関係例規の改正によります要綱・要領の取り扱いの見直しを進めてまいりました。

本見直しによりまして、要綱・要領につきましては、「参考」の図がございますが、見直し前をご覧いただければと思います。これまでは例規文書として要綱・要領が位置づけられておりましたが、今回の見直しによりまして、要綱・要領につきましては、例規文書とは別の内規文書として位置づけることといたしました。

要綱につきましては、制定する際の基準を明確にいたしまして、新たに4項目から成ります制定基準を定めてございます。資料の下のほうにございます「参考」の②で、4つの制定基準を定めております。今後も内規文書として残す必要があるとして判断した要綱のうち、要綱の制定基準に該当するものはそのまま要綱として存続させまして、一方、該当しないものにつきましては、一度要綱としては廃止した上で、要綱以外の内規文書（要領）として改めて制定し直す要領移行とさせていただきます。また、事務・事業の終了等によりまして、既にその目的を失っている要綱につきましては完全に廃止いたします。

以上の経過によりまして、もう一枚おめくりいただきますと、リストがございますが、別紙のとおり、要領移行34件及び完全廃止9件、こちらを行うため、合わせて43の要綱を廃止したものでございます。

ご報告は以上でございます。

○委員長 質問などありましたら、どうぞおっしゃっていただきたいと思います。

私からですが、要綱が要領になった事業というのは、網かけ以外のものがほとんどそうだと思いますけど、要綱が要領になることによって、扱い方とか、事業の取り組み方とか、そういうことに何か変化があるのでしょうか。

○教育総務課長 今まで要綱だったものを内規文書として要領に移行したわけですが、文書の位置づけが変わったということで、要領に係る業務の進め方に関しては、今までどおりという位置づけになります。

○委員長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは次に、報告事項（2）に入りたいと思います。

○指導室長（兼）指導課長 報告事項（2）「2016年度（平成28年度）『児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）』結果について」、ご報告いたします。

報告事項（2）をご覧ください。本調査は、町田市内小・中学校を対象として、2016年

度における暴力行為、いじめ、小学校、中学校における長期欠席者等の実態を把握するために実施したものでございます。

初めに、小・中学校における暴力行為の状況についてでございます。2016年度の暴力行為の発生件数は45件で、2015年度の55件から10件減少しております。小学校では4件増加、中学校では14件減少しております。

グラフの右側、特徴でございます。小学校5件の内訳については、ここに記載のとおりでございます。中学校では、2015年度より、対教師暴力が3件、器物損壊が7件増加した一方で、生徒間暴力が20件減少しております。

これまでの取り組みにつきましては、簡単でございますが、ここに記載をしております。これらを受けまして、これまでの取り組みとともに、今後の対応についてでございます。

まず、学校と教育委員会の連携をより一層推進し、学校の組織的な対応力の強化及び警察等の関係機関と連携した支援体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、指導課と教育センターが連携し、関係児童・生徒の心理的ケアを図り、個に応じた指導を充実するとともに、暴力行為発生の心理状況等を各種研修会の内容に取り入れていきたいと考えております。

続きまして、いじめの状況についてでございます。2016年度はいじめの認知件数は、小・中学校合わせて113件で、2015年度の83件から30件増加しております。小学校では4件減少、中学校では34件増加いたしております。

また、2016年度はいじめの解消率は、小学校が98.0%で、2015年度に比べ9.3%増加。中学校が93.8%で、2015年度に比べ4.2%減少しております。

昨年度の主な特徴でございます。まず、いじめ発見のきっかけは、小学校では、保護者からの訴えが15件、中学校では、本人からの訴えが23件で最も多くなっております。また、いじめの態様では、小・中学校ともに、冷やかしからかい等の言葉によるものが最も多く、それぞれ小学校29件、中学校38件でありました。

これまでの取り組みを踏まえ、今後の対応についてでございます。毎月実施の「心のアンケート」の内容や、報告様式を2017年度中に改訂するとともに、校長会や生活指導主任会等を通して、いじめの定義についての改めての理解と確実な認知の徹底について周知し、教員のいじめ対応への意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。

また、校内研修の積極的な実施においては、町田市いじめ防止基本方針や、いじめ総合対策第2次を活用してまいります。そして、学校と教育委員会がより一層連携し、いじめ

に関する情報を共有するとともに、スクールソーシャルワーカーの積極的関与等を通じて、学校いじめ対応チームによる組織的な対応力の強化に向けた支援を行ってまいりたいと考えてございます。

裏面をご覧ください。続きまして、小学校、中学校における長期欠席の状況についてでございます。2016年度の長期欠席者のうち、不登校の児童・生徒数は、小学校110人、中学校355人であり、2015年度比較では、小学校は3人減少、中学校は39人増加となっております。また、出現率につきましては、2016年度は小学校0.48%、中学校3.3%であり、2015年度に比較しますと、小学校は0.01%減少、中学校は0.4%増加しております。

また、2016年度の不登校の児童・生徒の復帰率につきましては、小学校が26.4%、中学校16.1%であり、2015年度比較では、小学校は5.5%減少、中学校は0.9%の増加となっております。

長期欠席者の状況でございますが、長期欠席は、病気、経済的理由、不登校、その他という形で分けられます。大きくその4点に分かれております。

その下、不登校出現率の推移はグラフをご覧ください。

特徴についてでございます。不登校の児童・生徒の学年別内訳は、小・中学校ともに学年が上がるにつれて増加をしております。

また、不登校の要因のうち、本人に係る要因では、小・中学校ともに「不安の傾向がある」が最も多く、小学校では50人、中学校では88人となっております。

不登校の要因のうち、学校・家庭に係る状況はどうだということですが、小学校は、家庭に係る状況が52人で最も多く、中学校は、いじめを除く友人関係をめぐる問題が98人で最も多くなっております。

書いてあるような5点の取り組みをこれまで行ってきましたが、さらに今後の対応としましては、1点目として、不登校の未然防止のための対応マニュアルに基づく欠席者に対する丁寧な対応を徹底していきたいと考えております。2点目は、不登校事例をもとにした実践的な研修を、生活指導主任会や夏季休業中の研修等で実施していきたいと考えております。3点目は、学校と教育委員会が、不登校の兆候が見られる段階から情報を確実に共有し、長欠席に至らないよう、スクールソーシャルワーカーの早期からの関与を促進していきたいと考えております。

報告につきましては以上でございます。

○委員長 それでは、教育委員の皆さんから質問などをいただきたいのですが、1ページ

目と2ページ目と分けてお伺いしたいと思いますので、最初は、暴力行為の状況といじめの状況、これらについて何か質問などありましたら、お願いいたします。

○森山委員 1点お伺いしたいと思います。いじめの状況のところですが、いじめはやはり暴力行為との関係もあるでしょうし、この後で長期欠席のことも出てくるかと思いますが、これらの問題のベースにもなっている要素でもあろうかと思いますが、そういう意味で、いじめの認知件数を出しておられますが、どのような形でいじめを認知するのかというところのフレームに関する点と、それからいじめの解消率ということになっていますけれども、解消したというのはどのようなことを指すのかということをお示しいただきたく思います。これらのデータが出されますと、非常にわかりやすいのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

○指導室長（兼）指導課長 まずいじめの認知についてでございます。いじめの定義の中で、これはいじめ防止対策推進法にあります。いじめとは、児童・生徒等に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為、こちらはインターネットを通じて行われるものを含むということで、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいうということになります。

ただ、いじめの認知と言ったときに、いじめられたというような言葉を上げた場合、やはりそのところをきちんと調査していくことが大事だと考えております。言葉だけでいじめだと言ったところが、実際はどうであったかというところをしっかりと調査した上で、いじめの認知という形をとっていくことが大事だと思います。ただ、疑いのある段階から調査をしていくことは大事なことでと考えております。そして受けたと言われる側がいじめだと言って、心理的苦痛等を与えた場合はいじめだというような考えの中で対応していくことになっていきます。

一方で、いじめの解消でございます。本年、平成29年3月14日に、いじめの防止等のための基本的な方針の最終改訂が国でなされました。この最終改訂の中に、いじめにかかわる行為がやんでいることという項目がございます。被害者に対する「心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）」が、やんでいる状態が相当の期間継続していること、この相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とするとされております。この3カ月というところは、個々によって違いは当然あろうかと思いますが、この目安が出されましたので、おおむねこの目安をもとに、いじめの解消というよ



うなところを図っているところでございます。

○委員長 私からですけど、暴力行為発生件数に関して生徒間暴力が20件減少しています。これは明らかに減少していると見ていいと思うのですが、減少というこの数値をどのように評価したらよろしいのでしょうか。

○指導室長（兼）指導課長 生徒間暴力につきましては、2015年度から20件減少という状況でございます。直接的に手を出す、または蹴る等、身体に対して影響を与えるのが生徒間暴力という形で捉えております。この減少につきましては、直接的に手を出すこととか、暴力行為に及ぶことが少なくなったということは捉えておりますが、そこで、だからいいのではなく、そのことが本当は別の方法で行われているのではないかということに危惧しているところがございます。それは、先ほどいじめのところでお話ししましたインターネット等を通じて行われる行為というようなところが、またいじめとの関係の中であるのではないかと分析しているところがございます。

○委員長 私は、学校なり、またそれを後押しする教育委員会の指導のたまものというふうに捉えたいのですが、形が変わっただけだということを担当のほうではお考えということでしょうか。

○指導室長（兼）指導課長 先生方の指導のたまものであるというところは、私たちもそういうふうに捉えております。ただ、そこで安心をしてはいけないという状況の中で、さらに潜在的に何か起こっているのではないかというところを常に危機管理として見ていきたいと考えているところがございます。

○委員長 関連するかもしれませんが、「今後の対応」の2つ目に、「研修会の内容に取り入れる」こととして、「暴力行為発生の心理状況等」とあります。暴力行為発生の心理状況を取り上げるというのはとてもいいことだと思うのですが、例えばどんなことが内容として取り上げられるのでしょうか。

○指導室長（兼）指導課長 実際に暴力行為に及んだところで、例えば教員の体罰もそうですが、話を聞きますと、どういう状況の中でその暴力行為に及んでしまったのかというところを、生徒指導していく中で、教員は把握していきます。そういった状況等を、学術的なところもあるでしょうが、やはり事実として、どういう状況の中でそういう暴力行為が発生していくのかという事例を収集しながら、研修会で、当然個人が特定できないような形で事例として扱っていきたいと考えております。

○森山委員 ご説明ありがとうございました。

1点だけ伺いたします。そもそもという問題かもしれませんが、暴力行為については件数で示してあります。例えば2012年から2016年までの推移ということですが、これは件数で示してございます。いわゆる学校の生徒数、児童数との関係はどのように変化しているのでしょうか。分母になるところだと思いますので、その変化がなくて減少しているというふうに理解してよろしいのでしょうか、伺いたしたいと思います。

**○指導室長（兼）指導課長** 昨年度との比較では大きな変化はないと考えております。ただ、2012年度から、過去の経緯からしますと、当然児童数、生徒数が若干減少してきているという状況がございますので、今後、示し方として件数がいいのか、それとも発生率という形で出したほうがいいのかということは、さらに検討していきたいと考えております。

**○八並委員** これまでの取り組みの中で、スクールサポーターの配置、それからまちだJUKU等がございますが、実際にはどのような活動というか、どのような指導になるのか、教えていただけますでしょうか。

**○指導室長（兼）指導課長** まずスクールサポーターについて、私のほうからお話を申し上げます。スクールサポーターにつきましては、各学校からの依頼により、子どもの個別の対応ということで配置しているものでございます。主に大学生等に力をかしていただいて、児童・生徒に対して心配されるような行動を未然に防ぐというところも踏まえた上で配置しているという状況でございます。

**○教育センター所長** 次に、まちだJUKUにつきましては、そのような問題行動があるという相談を受けました学校に教育センターの担当者が赴きまして、その学校の中で、生徒指導についての相談を受けてアドバイスをしていく、そんな形で対応しております。参考までに昨年度、2016年度につきましては、5校の学校に赴きまして、そのような対応をいたしております。

**○委員長** 暴力行為発生のほうで、このグラフを改めて見ますと、2012年度、2013年度、このときから比べて物ものすごく減っているわけです。児童・生徒数がこんなに大きな下がり方をしているわけではないのでありまして、この急減についての分析を、過去にさかのぼって、ぜひしていただきたいと思います。ここまで数が減ったのはどうしてなのか。2012年度、2013年度はなぜこんなに多かったのか。そこに暴力行為の防止という指導についてのヒントが必ず出てくるのではないかなと思います。

それから、いじめについてですが、これも同じように下がっているわけです。マスコミなどから、文部科学省の捉え方の情報などを受けている中で、単に外から見て、いじめだ

ということだけではなくて、本人の思いも含めて、何でも拾いなさいよという流れの中であるにもかかわらず、認知件数がこれほどまでに下がっているということも評価していいのではないのでしょうか。

2015年度と2016年度の比較は、これも認知件数のカウントの仕方に何らかの変化があったのでしょうか。それとも、変化もなく30件増加という結果になったのでしょうか。

**○指導室長（兼）指導課長** 2015年度と2016年度の違いでございますが、2015年度に大きな定義の変化があったというわけではございません。ただ、本当にいじめがなかったのかというのを再度見直すようにと、細かなところを見逃しているのではないかといったような文部科学省からの再度の調査はございました。そのあたりをもう一度見据えてきちんと対応したということの結果であると捉えております。

**○委員長** 私からいじめについてもう1つ発言させていただきますと、特徴の欄で、いじめの発見のきっかけが、小学校では、保護者からの訴え、中学校では、本人からの訴えということで、この数が多いのもそうだろうと思うのですけれども、いじめが発生しない、そういう教育指導がとても重要ではないかと思うのです。

いじめがあったのをいかにして発見するかとか、いじめが起きたときにどういうふうに対応するかとか、そういうことについてはここで対応が述べられていると思うのですが、いじめが発生しないような学級集団づくりとか、もう1つは、発見のきっかけということ言えば、そういう集団づくりが効果を発揮していくと、周りの子どもたちが、そういういじめを見ていられないということはいじめに立ち向かっていく。それが自分でできなければ、「先生、何かあの子がつらい思いをしているよ」という話が出てくるわけで、いじめが発生しない、そういう集団づくりを教育委員会のほうからも後押しして、各学校で取り組めるといいなというふうにこの結果からも思いました。

よろしいでしょうか。

では、次のページで、長期欠席についてご質問がありましたらお願いいたします。

**○坂上委員** 長期欠席者の状況ということで、不登校の小学校110人、中学校355人とありますが、この子たちがふだん学校へ行っていない時間、昼間とか、この子たちの居どころというのでしょうか。というのは、家にずっといるとは限らない子もいるかと思うのです。人数も多いのですが、そういうのは把握されているのでしょうか。

**○委員長** いかがでしょう。とても大事な指摘というか質問だと思います。

**○教育センター統括指導主事** 適応指導教室が教育センター内に設置されておまして、

小学校はけやき教室とありますが、2016年度は12名在籍しており、中学校のほうの適応指導教室はくすのき教室とありますが、9名在籍しております。また、中学校のほうでいえば、町田第三中学校に相談学級を設置しております、2016年度は51名ということで、不登校の児童・生徒をそちらのほうで受け入れている状況はございます。

**○指導室長（兼）指導課長** 今、適応指導教室と相談学級の話がございましたが、不登校は、30日以上欠席によって不登校となっていきます。実際に詳細を見ていきますと、90日以上欠席している者が、小学校では110名のうちの54名、中学校は465名のうちの308名となっております。そうなりますと、90日以下の欠席という児童・生徒がいます。そのお子さんたちは、週に何回か学校に通えているというような状況もございます。不登校は連続して、または断続的に30日以上欠席になりますので、不登校という調査上の定義ではありながらも、登校できているお子さんたちもいるという状況はございます。

**○委員** 先ほど統括指導主事のほうから、適応指導教室に通われている児童・生徒のお話がありましたが、その子たちは不登校の人数の中に入っているのですか。

**○指導室長（兼）指導課長** 不登校のお子さんは、学校に来てないというところで、そこは欠席になりますので、適応指導教室に行っても、調査上は不登校の数に入ります。

**○委員長** 確認ですが、適応指導教室に通っていることは出席の扱いにはならないのですか。

**○指導室長（兼）指導課長** 指導要録上の出席には認められます。

**○委員長** 適応指導教室に通っていることについては出席の扱いになるけれども、この調査の中では不登校としてカウントされているということですね。わかりました。

坂上委員の質問にさらに加えますと、不登校の子どもに対して、適応指導教室にも行ってない、ほかの教室にも行ってないという子どもの場合、日ごろその不登校の子どもに対して学校からどのようなアプローチをされているのでしょうか。

**○指導室長（兼）指導課長** まず、学校にも通えない、適応指導教室、相談学級にも通えないといったお子さんたちにつきましては、スクールソーシャルワーカーが関与している例がございます。スクールソーシャルワーカーの家庭訪問、個別指導も行っております。

今、委員長から質問がありました学校のかかわりですが、学校としては定期的に連絡をとり、関係を閉ざすことがないよう、これは校長会等を通じて私から指導をしているところでございます。やはり不登校のお子さんたちの不安の要因が一番多いという中で、人との関係を切らしてしまうというのが、今後、大人になっていくに従って、一番いけないと

ころではないかと考えております。そして学校は家庭訪問、また電話連絡、おたより等を配布するなどの取り組みを定期的に行っております。

○委員長 坂上委員、よろしいでしょうか。

○坂上委員 あと、長期欠席者の中の病気というものですが、この病気は、ただ単に入院とか、学校へ行けない身体的な病気なのか。それとも、心のほうの不安というものもかぶってくるのかと思うのですが、心の病気で、入院とかではないのだけれども、家で寝ているような状況の病気も含めての人数なのでしょうか。

○指導室長（兼）指導課長 長期欠席の病気の欄についてでございます。この欄に入りますのは、「本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者」の数を記入するとなっております。ただし、それがメンタル面なのか、けがなのか、内臓的な病気なのかということについては、大変申しわけございませんが、そこまで調査は行ってないという状況でございます。

○委員長 あわせて今、長期欠席者の状況の分類表を見ていただいておりますが、その他というところについて説明をしていただきたいのです。例えばその他が、小学校19人のうち9人は不登校の要因を含んでいる。不登校の要因を含んでいるという意味が、どういう意味なのか。また、残りの10人はどういう理由なのか。これは中学校においても同じことですが、ご説明いただければありがたいです。

○指導室長（兼）指導課長 その他の例につきましては、大きく4点ございます。

まず不登校にかかわる要因というお話がありましたので、そちらからお話しします。これにつきましては、欠席理由が2つ以上あり、例えば病気と不登校、また主たる理由が特定できないものとされております。つまり、病気から不登校に至ったということも考えられますし、本人はご家庭では病気だというところで訴えて、そしてそれがいつの段階から不登校になっているかがわからないというような状況が1つございます。そこには不登校の要因を含むというようなところにカウントすることになっております。

また、その他の例としましては、保護者の教育に関する考え方、無理解、無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席しているものが入ります。また、例としまして、外国での長期滞在、国内外の旅行のため長期欠席しているもの、さらに連絡先が不明なまま長期欠席しているもの、これらがその他に入ることになってございます。

○委員長 ほかはよろしいでしょうか。大変時間をとらせていただきましたけど、このデータにつきましては、ぜひその裏側にある内容を分析して、いろいろと対応を今後お願い

したいと思います。

続いて、報告事項（3）、お願いいたします。

○生涯学習総務課長 報告事項（3）「自由民権資料館2017年度第2回特別展『民権家の創作と精神世界』の実施報告について」、報告させていただきます。

開催期間は10月7日から11月26日までの44日間でございます。

展示内容としましては、町田市出身の民権家を中心に、古文書史料や掛け軸、書籍、書簡に記された漢詩や和歌などの文学作品を展示しました。また、旧神奈川県域の民権家及び彼らに影響を与えた漢詩人の作品も合わせて展示し、民権家の創作に対する思想を総合的に紹介いたしました。

来館者数は1,178人で、前回の「村野常右衛門関係史料（後期）」に比較いたしまして、来館者の数は増加いたしました。

4の「関連企画」でございますが、資料館の外部の講師の方をお呼びして、講演会を2回開催しました。また、資料館の学芸担当の者を講師にして、ミニレクチャーを2回開催しました。さらに、ギャラリートークは全5回とそれ以外に団体予約の展示解説があり、延べ124人の参加がございました。

前回の展示会に比べ、来館者数がわずかながら増加いたしました。期間中のイベントや、資料館の職員が館外で行う講演など、積極的にPRいたしました。これからも展示を含めて民権資料館に足を運んでいただけるようにPRしていきたいと考えております。

報告は以上です。

○委員長 何か質問などありますでしょうか。よろしいでしょうか。

次に、報告事項（4）、お願いいたします。

○図書館長 報告事項（4）「中央図書館エレベータ改修工事及び中央図書館蔵書点検について」、ご報告いたします。

中央図書館ではエレベータの改修工事及び蔵書点検を実施いたします。

最初に資料の一番下、スケジュールをご覧ください。エレベータの改修工事期間は1月29日（月）から2月26日（月）までとなります。1月29日から2月5日までは、蔵書点検を行うため休館いたしますが、2月6日以降は通常どおり開館いたします。

資料の上にお戻りください。1、改修工事の概要になります。主に部品等の更新を行います。内容といたしましては、最新の制御盤並びに巻上機等に交換し、二重ブレーキ等の新たな安全装置の設置及び意匠部の改修を行います。

2つ目が、工事期間中の利用者への対応になります。中央図書館にはエレベータが1台しかございませんので、工事期間中、2階入りロエントランスに案内カウンターを設け、シルバー人材センター職員を配置して、利用案内及びサポートを行います。車椅子、ベビーカー等を利用する方への対応も行うため、2名配置いたします。

車椅子の方で予約の本の受け取りだけをご希望の場合は、2階での予約本の受け渡しを行います。また、開架フロアで本を見たいという方には、シルバー人材センター職員が同行し、ホテルのエレベータをお借りして、そちらから図書館にご案内するなど、入退館のサポートを行います。

なお、6階につきましては、階段で行くことしかできないため、毎週金曜日の映画会、月に1度の子ども向け映画会等、6階ホールでの行事は休止いたします。

3点目は、蔵書点検についてです。中央図書館の蔵書資料と図書館システム内のデータを突合し、実際の資料とコンピュータ内のデータを一致させるものとなります。今回、中央図書館が対象ですので、中央図書館の蔵書、約62万点が対象となります。

4、広報につきましては、2月15日「広報まちだ」に掲載いたします。さらに12月1日から図書館のホームページ、各館での掲示案内を行っております。

報告は以上でございます。

○委員長 何か質問などありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

細かいご配慮がされているようで、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、報告事項（5）をお願いいたします。

○市民文学館担当課長 報告事項（5）『『本をめぐる美術、美術になった本～近代日本の装幀美本からブック・アートまで～』展の開催について』、ご説明申し上げます。ご覧の資料に基づき要点をご説明いたします。

まず3番の開催期間でございます。2018年1月20日（土）から3月18日（日）まで、延べ49日間開催いたします。

次に、6番の開催趣旨でございます。最近のデジタル機器の普及などにより、本をめぐる環境が大きく変わりつつある今、本は物体としての役割を終えてしまうのでしょうか。本につきましては、それまで紙をつづりひもでつづって縦に積んでいたいわゆる和装というものから、本を縦に書架に並べるといった洋装へと変わっていった。そういった本の形態が大きく変化した時代がございまして、それが明治30年代以降と言われております。そこから外装デザイン、装幀というものに着目し、作家とその装幀に携わってきた美術家たちの

仕事を通じて、改めて物としての本の存在を見詰め直す機会といたします。

8番、関連事業としましては、講演会やワークショップなどを行います。当館で装幀などのこういった外装デザインを中心とする企画展の開催は、開館以来初めての試みとなります。装幀という観点から、彫刻家の方、美術家の方、版画家の方がおつくりになった作品を紹介することで、美術に関心のある方々にもぜひご覧いただけるような企画といたしました。

報告は以上になります。

○委員長 ご質問などございますでしょうか。

○八並委員 とても変わった観点からの展示になりそうなので、楽しみにしているところでございます。

市民の皆様への周知の方法等は、ホームページ、広報等で行われるほかに、何か特別なことはされるのでしょうか。

○市民文学館担当課長 今回につきましては、やはり美術に関心のある方々にもご来館いただきたいという中で、美術関係雑誌への広告依頼とか、ちょっとお若い方にも見ていただきたいということで、そういった装幀などを取り扱うような美術系の専門学校にも、チラシ、ポスターを配布したり、あとは紙の会社にこういった関係資料をお送りしたり、そういったところを特別やらせていただきたいと思っております。

○委員長 開催趣旨の中に、「伝える手段がデジタル化された時、『本』は物体としての役目を終えるのでしょうか?」、この課題といいますか命題は、とてもいろいろなことを考えさせられますが、担当者は、この答えはお持ちになってないですね。求めないほうがいいですね。こういう問いかけで開催趣旨、開催内容を固めていった背景に、例えば、いや、物体としての本は大事だよということを訴えていこうとしているのか、単にこれまでの歴史を見せようとしているのか、そのあたりの趣旨は、もしお持ちならお聞かせいただきたいと思います。

○市民文学館担当課長 私ども市民文学館ことばらんどでは、本を手にしたときの喜びといますか、手ざわりの感覚とか、開いたときのインクの香りとか、最近の本はインクの香りがそれほどするものではないですけども、本を読むときにそういった楽しみがあるんだろうというのは1つございます。

もう1つは、皆様も幼少期のご記憶があらうかと思えます。きれいな絵本をお父様、おじい様からいただいて、手にとった喜び、みずから絵本を開いて見る楽しみ、読んでいた



だく楽しみ、デジタル化されているといいながらも、そういった喜び、楽しみは五感をもって得られるものだ。そういったものの大事さを改めて問いかけたいという思いの中での展覧会でございます。

○委員長 担当者の思いが今語られたと思うのですが、役目を終えるのでしょうか。その言外には、いやいやいやというところが入っているということだろうと思います。ぜひ参観させてもらおうと思っています。

ほかはよろしいでしょうか。

○指導室長（兼）指導課長 先ほどの議案第64号「学校支援ボランティアへの感謝状の贈呈について」という中で、開始年度と贈呈者数のご質問について、後ほどとお話をしましたので、ご回答させていただきます。

2008年から始まっております。今年度で10年目となります。この10年間で、今年も含めまして、贈呈者につきましては、個人が329人、団体が123団体、合わせて452の個人、団体に感謝状贈呈ということになります。

以上でございます。

○委員長 すばらしい数字だろうと思います。

念のため、2回感謝状を受けているという人はいないのですね。

○指導室長（兼）指導課長 2度はございません。

○委員長 ということで、452の個人、団体の方に、これまで教育委員会のほうから感謝状を贈呈しているということで、これからもご協力いただく方が続くことを願っております。

それでは、以上で報告終了いたします。

休憩いたします。

午前 11 時 20 分休憩

---

午前 11 時 21 分再開

○委員長 再開いたします。

別紙議事録参照のこと。

○委員長 以上で町田市教育委員会第9回定例会を閉会いたします。

午前 11 時 45 分閉会